

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	障がい福祉課	検索番号	6-4
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	第26条の5	
許認可等	特別障害者手当の受給資格の再認定			
<p>(根拠規定) (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(認定) 第19条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>(許認可等の基準) 受給資格の認定については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について」(平成13年7月31日雇児発第502号、障発第325号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「処理基準」という。)に基づき実施しているが、内容が多岐にわたるため全文の掲載を省略し、その概要を示す。</p> <p>1 請求者の障害の程度 処理基準の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)及び下記により認定する。(別紙については省略する。)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○ 重複障害として認定する者のうち、次に掲げるものについては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「令」という。)別表第2に掲げる障害を有するものとして当該障害を認定すること。</p> <p>(1) 福祉手当受給者 (2) 当該障害についての1級の身体障害者手帳所持者 (3) 当該障害についての2級の身体障害者手帳所持者で、当該手帳の記載内容からその者の障害の程度が令別表第2に掲げる障害に該当していることが明らかに判定できる場合</p> <p>【別表第2】</p> <p>一 両眼の視力の和が0.04以下のもの 二 両耳の聴力レベルが-100デシベル以上のもの</p>				

- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両足の機能に著しい障害を有する者又は療養を足間接以上で書くもの
- 五 体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

2 住所地

請求者の住所が、当該福祉事務所の所管区域内であること。

3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第26条の2第1号に規定する障害者支援施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「規則」という。）第14条各号に規定する施設への入所の有無

法第26条の2第1号に規定する障害者支援施設又は規則第14条各号に規定する施設へ入所していないものであること。

【障害者支援施設】

第26条の2（略）

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。
- 二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。
- 三（略）

【規則第14条各号に規定する施設】

第14条 法第26条の2第2号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 第1条各号（第1号、第2号及び第9号を除く。）に掲げる施設
- 二 削除
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

【第1条各号（第9号を除く。）に掲げる施設】

第1条（略）

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設
- 二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

五 削除

六 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

七 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に基づく国立保養所

八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設

九 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの

4 法第26条の2第3号に規定する病院又は診療所に継続して3か月を超える収容の有無
法第26条の2第3号に規定する病院又は診療所に継続して3か月を超えて収容されていないものであること。

第26条の2（略）

一（略）

二（略）

三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至ったとき。

（その他）